



令和2年度決算 健全化判断比率等の公表（資料編）

制度の概要

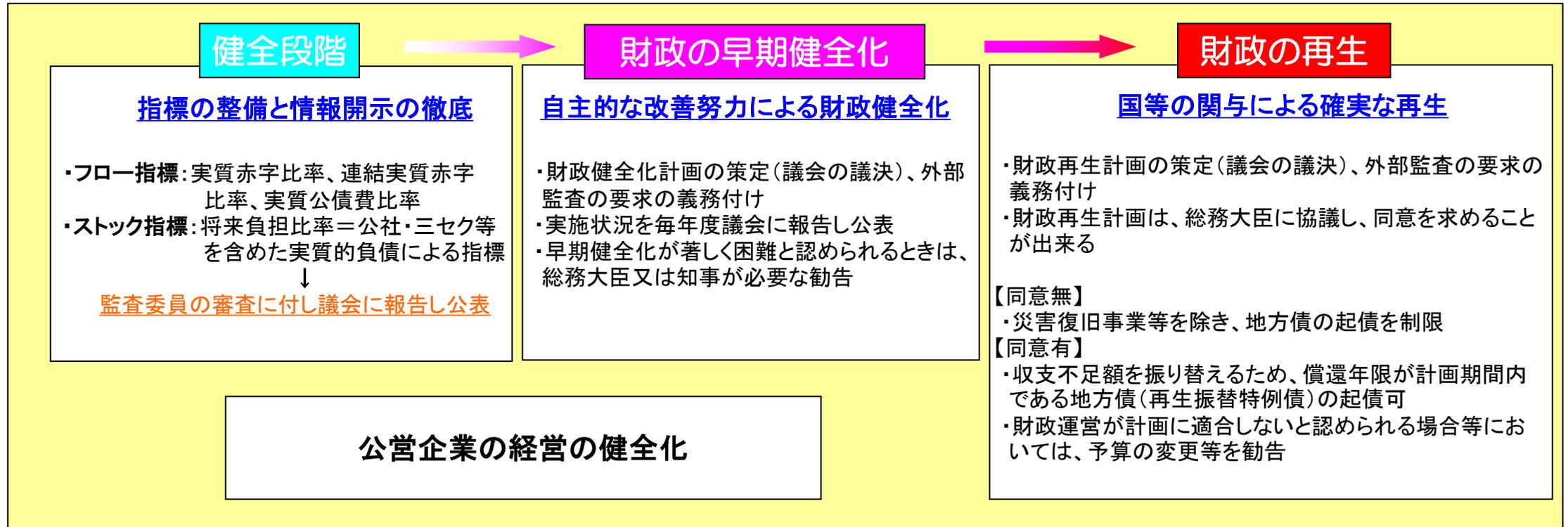
平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各地方公共団体において毎年度の決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

これは、従来の普通会計を範囲とする指標に加え、特別会計、第三セクター等にまで範囲を広げた新たな指標を算定し、財政状況の適確な把握・早期の是正を行うことにより、財政の健全化を図り、地方公共団体の破綻を防ごうとするものです。

算定の結果、健全化判断比率のいずれかがイエローカードにあたる早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画の策定を、同じく、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定することが義務付けられ、自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければなりません。

また、将来負担比率を除く3つの健全化判断比率のいずれかがレッドカードにあたる財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることとなります。

(制度イメージ)



指標の対象となる倉敷市会計範囲

健全化判断比率等の対象会計範囲

一般会計等

- 一般会計
- 特別会計（公営事業会計を除く）
 - ・住宅新築資金等貸付特別会計
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

公営事業会計

- 上記以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計
 - ・国民健康保険事業特別会計
 - ・介護保険事業特別会計
 - ・後期高齢者医療事業特別会計
- 公営企業に係る会計
 - ・下水道事業会計
 - ・水道事業会計
 - ・市民病院事業会計
 - ・モーターボート競走事業会計

一部事務組合等

- 一部事務組合・広域連合
 - ・総社広域環境施設組合
 - ・備南衛生施設組合
 - ・倉敷西部清掃施設組合
 - ・岡山県広域水道企業団 ほか12団体
- 公社・第三セクター
 - ・倉敷市土地開発公社
 - ・倉敷市開発公社
 - ・ふなおワイナリー
 - ・倉敷市船穂農業公社
 - ・岡山県信用保証協会

実質赤字比率

連結実質赤字比率

資金不足比率

実質公債費比率

将来負担比率